

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会 平成30年度競技役員等養成事業実施要項（案）

1 趣 旨

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会における競技の公正と円滑な大会運営を図るため、平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催競技種目別大会運営基本構想「6 競技・運営役員等の養成」に基づき、競技役員等養成事業を実施する。

2 主 催

平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

3 主 管

三重県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）
三重県関係競技団体（以下「県競技団体」という。）

4 期 間

平成30年4月1日（日）～平成30年8月20日（月）

5 内 容

- (1) 県内講習会等を実施し、競技役員及び競技補助員を養成する。
- (2) 県外講習会等へ派遣し、競技役員を養成する。

6 講師、参加対象及び人員

講師、参加対象及び人員等については、県実行委員会、県高体連、県競技団体が協議し決定する。

7 経 費

県実行委員会は、当該事業の実施に必要と認める経費を予算の範囲内において、県高体連に補助することができる。

8 事業の実施

運営については、県実行委員会と県高体連、県競技団体及び会場地市町が連携し実施する。

【 参 考 】

役員・補助員等の定義

大会役員	◆大会の全般的な大会・競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	◆編成基準による (全国高体連)
競技種目別 大会役員	◆競技種目別大会の全般的な競技運営に関係する代表者 (会長・副会長・顧問・参与等)	

名 称	業 務 ・ 役 割 等	事 業 内 容
競技役員	●試合をルールに則って厳密かつ円滑に進行・成立させる役割を担い、定められた基準や認定等の資格を有し、勝敗の判定を直接下す役員。 (レフリー・アンパイア等)	●競技役員等養成事業
	●審判員以外で、競技運営に直接携わる役員(記録員、用具係等)	
競技補助員	●競技役員の補助として、競技運営を補助する者(主として高校生)	
運 営 役 員	○競技以外の運営に携わる役員 (輸送・警備・宿泊等)	○会場地市町で養成
運 営 補 助 員	○競技以外の運営に携わる役員を補助する者(接待・美化・駐車場等)	

- (1) ◆印は、全国高体連、県実行委員会・会場地市町または会場地市町実行委員会の協議により決定する。
- (2) ●印は、県実行委員会の主催で県高体連・県競技団体が主管し養成する。
- (3) ○印は、会場地市町または会場地市町実行委員会が計画し養成する。

附 則

この要項は、平成30年 月 日から施行する。